

令和 4 年度

掛川市国民健康保険運営協議会

第 2 回 会 議 資 料

令和 5 年 1 月 16 日

掛 川 市

= 掛川市国民健康保険運営協議会資料 目次 =

報告 1	令和 4 年度 掛川市国民健康保険特別会計の執行状況について		1
諮問 1	出産育児一時金の増額について		2
諮問 2	令和 5 年度 掛川市国民健康保険税賦課算定方針（案）について		4
報告 2	令和 5 年度 掛川市国民健康保険特別会計当初予算編成方針について		8
その他	掛川市国民健康保険特別会計の現状について		9

【報告1】令和4年度 掛川市国民健康保険特別会計の執行状況（補正予算編成方針）について

※査定により、変更となる可能性があります。

(単位：千円)

歳 入	R4 当初予算額 A	R4 2月補正後 B	対比 B - A
1 国民健康保険税	2,328,234	2,344,039	15,805
現年度分	2,251,897	2,267,702	15,805
一般被保険者	2,251,894	2,267,699	15,805
退職被保険者	3	3	0
滞納繰越分	76,337	76,337	0
一般被保険者	76,016	76,016	0
退職被保険者	321	321	0
2 使用料及び手数料	25	25	0
3 国庫支出金	0	184	184
4 県支出金	8,388,817	8,400,146	11,329
普通交付金	8,224,151	8,233,682	9,531
特別交付金等	164,666	166,464	1,798
5 財産収入	967	785	△ 182
6 繰入金	1,039,005	1,066,675	27,670
1 一般会計繰入金	776,005	803,675	27,670
うち その他繰入金	120,000	120,000	0
2 国民健康保険事業基金繰入金	263,000	263,000	0
7 繰越金	20,000	189,178	169,178
8 諸収入	32,091	85,131	53,040
歳入合計	11,809,139	12,086,163	277,024

歳 出	R4 当初予算額 A	R4 2月補正後 B	対比 B - A
1 総務費	154,345	162,184	7,839
2 保険給付費	8,281,579	8,276,530	△ 5,049
1 一般被保険者	8,204,842	8,216,100	11,258
2 退職被保険者	140	140	0
3 審査支払手数料	29,671	29,671	0
4 助産費	37,819	21,019	△ 16,800
5 葬祭諸費	9,000	9,000	0
6 傷病手当	107	600	493
3 国民健康保険事業納付金	3,219,771	3,218,579	△ 1,192
4 共同事業拠出金	2	2	0
5 保健事業費	132,127	127,631	△ 4,496
特定健康診査等事業費	62,047	61,855	△ 192
(1)ヘルスアップ事業	12,267	12,311	44
(2)人間ドック助成事業	44,436	39,936	△ 4,500
医療費適正化対策費	13,377	13,529	152
6 国民健康保険事業基金積立金	967	129,852	128,885
7 公債費	200	200	0
8 諸支出金	15,010	151,185	136,175
9 予備費	5,138	20,000	14,862
歳出合計	11,809,139	12,086,163	277,024
歳入合計 - 歳出合計	0	0	0

【諮問 1】 出産育児一時金の増額について

諮問内容 出産育児一時金支給額を 8 万円引き上げ、出産 1 件につき 50 万円とする。

1 概要

出産育児一時金については、国民皆保険の観点から社会保険における支給額に合わせ、掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）第5条第1項に「42万円を支給する」と規定している。平成21年10月から13年間据え置かれていたが、近年の出産費用の上昇傾向もあり、首相の判断で令和5年度から増額の方針が示されたため、同条例の一部を改正して、当市においても令和5年度から支給額を増額するものである。

2 改正の内容

第5条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

掛川市国民健康保険条例（抄） 新旧対照表

改正前	改正後
（出産育児一時金） 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。 2 （略）	（出産育児一時金） 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。 2 （略）

3 施行期日

令和5年4月1日（令和5年3月31日までの出産についてはなお従前の例による。）

4 令和5年度国民健康保険特別会計当初予算編成における影響額

出産育児一時金支給額の3分の2相当額を、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出すこととなる。今回8万円増額されることにより50万円に年間出産見込み件数90件を乗じて得た額4,500万円のうち3分の1相当額1,500万円を国民健康保険特別会計で賄うこととなる。

（制度改正により支給見込額が720万円増額することにより、一般会計繰入額480万円・国保会計負担分240万円の増額が見込まれる。）

5 <参考> 出産育児一時金支給額（出産1件当たり）の推移

平成6年10月から平成18年9月まで	30万円	助産費が廃止され、出産育児一時金が創設された。
平成18年10月から平成20年12月まで	35万円	
平成21年1月から同年9月まで	38万円	産科医療保障制度に係る保険料（掛金）相当額3万円の増額
平成21年10月から令和5年3月まで	42万円	出産育児一時金の医療機関への直接支払制度が開始された。

公的医療機関での分娩費の額（静岡県庁国民健康保険課提供資料）

R04.4.1静岡県病院名簿から産科及び産婦人科の登録がある公的病院のみ抽出

医療機関名	所在市町	出産への対応（○印を記入）		1件あたりの分娩費 ※ (円)
		有	無	
伊東市民病院	伊東市	○		170,000
沼津市立病院	沼津市	○		152,000
富士宮市立病院	富士宮市	○		140,000
富士市立中央病院	富士市	○		112,000
静岡県立こども病院	—	○		212,000
静岡県立総合病院	—	○		140,000
静岡市立静岡病院	静岡市	○		117,000
静岡市立清水病院	静岡市	○		117,000
静岡赤十字病院	静岡市	○		160,000
静岡済生会総合病院	静岡市	○		150,000
JA静岡厚生連静岡厚生病院	静岡市		○	
市立島田市民病院	島田市		○	
焼津市立総合病院	焼津市	○		112,000
藤枝市立総合病院	藤枝市	○		162,000
榛原総合病院	牧之原市		○	
磐田市立総合病院	磐田市	○		112,000
掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター	掛川市	○		180,000
市立御前崎総合病院	御前崎市		○	
菊川市立総合病院	菊川市	○		140,000
浜松医療センター	浜松市	○		180,000
浜松赤十字病院	浜松市		○	
JA静岡厚生連 遠州病院	浜松市	○		192,000
最小				112,000
最大				212,000
平均				149,882

留意点

- ・産科医療補償制度の掛金分(1万2千円)を妊婦に請求する場合、掛金分を含んだ額
- ・平日、時間内における分娩の額
- ・初産、経産で金額が異なる場合は、初産の金額

<参考・令和4年11月電話による照会>

総合病院 聖隷浜松病院(住吉)	浜松市	○		540,000
浜松医科大学医学部付属病院	浜松市	○		560,000

【諮問２】 国民健康保険税賦課算定方針(案)について

諮問内容

賦課基準（税率）を改定しない。

国民健康保険税 賦課基準の推移

(単位：％、円)

	医 療 給 付 費					後 期 高 齢 者 支 援 金					介 護 納 付 金				
	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
24	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	140,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	120,000
25	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	140,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	120,000
26	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	140,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	120,000
27	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	160,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	140,000
28	4.90%	20.00%	20,000	20,000	520,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	170,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000
29	4.90%	20.00%	20,000	20,000	540,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	190,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000
30	4.90%	20.00%	20,000	20,000	540,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	190,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000
元	4.90%	20.00%	20,000	20,000	580,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	190,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000
2	5.80%	廃止	22,800	16,000	610,000	2.10%	廃止	9,200	6,000	190,000	1.60%	廃止	13,000	廃止	160,000
3	5.80%	-	22,800	16,000	630,000	2.10%	-	9,200	6,000	190,000	1.60%	-	13,000	-	170,000
4	6.10%	-	24,000	16,800	650,000	2.20%	-	9,600	6,400	200,000	1.80%	-	14,000	-	170,000
5	6.10%	-	24,000	16,800	650,000	2.20%	-	9,600	6,400	220,000	1.80%	-	14,000	-	170,000

近隣市の状況（令和5年度 賦課基準（税率）見込み）

公表不可

国民健康保険税 賦課（課税）限度額の推移

税制改正	医療分(計)		基礎賦課(課税)額		後期高齢者支援金等賦課(課税)額【平成20年度～】		介護納付金賦課(課税)額【平成20年度～】		合 計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額
24年度	65 万円	－	51 万円	－	14 万円	－	12 万円	－	77 万円	－
25年度	65 万円	－	51 万円	－	14 万円	－	12 万円	－	77 万円	－
[27実施] 26年度	67 万円	2 万円	51 万円	－	16 万円	2 万円	14 万円	2 万円	81 万円	4 万円
[28実施] 27年度	69 万円	4 万円	52 万円	1 万円	17 万円	3 万円	16 万円	4 万円	85 万円	8 万円
[29実施] 28年度	73 万円	4 万円	54 万円	2 万円	19 万円	2 万円	16 万円	－	89 万円	4 万円
29年度	73 万円	－	54 万円	－	19 万円	－	16 万円	－	89 万円	－
[31実施] 30年度	77 万円	4 万円	58 万円	4 万円	19 万円	－	16 万円	－	93 万円	4 万円
[2 実施] 元年度	80 万円	3 万円	61 万円	3 万円	19 万円	－	16 万円	－	96 万円	3 万円
[3 実施予定] 2 年度	82 万円	2 万円	63 万円	2 万円	19 万円	－	17 万円	1 万円	99 万円	3 万円
3 年度	82 万円	－	63 万円	－	19 万円	－	17 万円	－	99 万円	－
4 年度	85 万円	3 万円	65 万円	2 万円	20 万円	1 万円	17 万円	－	102 万円	3 万円
5 年度	87 万円	2 万円	65 万円	－	22 万円	2 万円	17 万円	－	104 万円	2 万円

国民健康保険税 軽減判定基準の推移

平成22年度までは6割軽減、4割軽減の2段階。平成23年度から現行の7割、5割および2割軽減の3段階となった。

22	6 割軽減			4 割軽減					
	7 割軽減			5 割軽減			2 割軽減		
	基礎額	一人あたり		基礎額	一人あたり	変更額	基礎額	一人あたり	変更額
25	330,000	—		330,000	245,000		330,000	350,000	
26	330,000	—		330,000	245,000	世帯主を軽減対象に含める	330,000	450,000	
27	330,000	—		330,000	260,000	+ 15,000 ×被保険者数	330,000	470,000	+ 20,000 ×被保険者数
28	330,000	—		330,000	265,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	480,000	+ 10,000 ×被保険者数
29	330,000	—		330,000	270,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	490,000	+ 10,000 ×被保険者数
30	330,000	—		330,000	275,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	500,000	+ 10,000 ×被保険者数
元	330,000	—		330,000	280,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	510,000	+ 10,000 ×被保険者数
2	330,000	—		330,000	285,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	520,000	+ 10,000 ×被保険者数
3・4	43万円+(給与所得者等の数-1) ×10万円	—		43万円+(給与所得者等の数-1) ×10万円	285,000		43万円+(給与所得者等の数-1) ×10万円	520,000	
5	43万円+(給与所得者等の数-1) ×10万円	—		43万円+(給与所得者等の数-1) ×10万円	290,000	+ 5,000 ×被保険者数	43万円+(給与所得者等の数-1) ×10万円	535,000	+ 15,000 ×被保険者数

※ 令和5年度は、地方税法施行令の改正により「賦課限度額の引上げ」及び「軽減判定基準の変更」がされる見込み

【報告2】令和5年度 掛川市国民健康保険特別会計 当初予算編成方針について

※査定により、変更となる可能性があります。

(単位：千円)

歳 入	R04 当初予算額 A	R05 当初予算額 B	前年対比 B - A
1 国民健康保険税	2,328,234	2,242,144	△ 86,090
現年度分	2,251,897	2,168,487	△ 83,410
一般被保険者	2,251,894	2,168,487	△ 83,407
退職被保険者	3	0	△ 3
滞納繰越分	76,337	73,657	△ 2,680
一般被保険者	76,016	73,347	△ 2,669
退職被保険者	321	310	△ 11
2 使用料及び手数料	25	33	8
3 国庫支出金	0	0	0
4 県支出金	8,388,817	8,238,211	△ 150,606
普通交付金	8,224,151	8,076,243	△ 147,908
特別交付金	164,666	161,968	△ 2,698
5 財産収入	967	585	△ 382
6 繰入金	1,039,005	1,143,362	104,357
1 一般会計繰入金	776,005	753,362	△ 22,643
うち その他繰入金	120,000	120,000	0
2 国民健康保険事業基金繰入金	263,000	390,000	127,000
7 繰越金	20,000	20,000	0
8 諸収入	32,091	32,078	△ 13
歳入合計	11,809,139	11,676,413	△ 132,726

歳 出	R04 当初予算額 A	R05 当初予算額 B	前年対比 B - A
1 総務費	154,345	158,923	4,578
2 保険給付費	8,281,579	8,130,862	△ 150,717
1 一般被保険者	8,204,842	8,046,432	△ 158,410
2 退職被保険者	140	140	0
3 審査支払手数料	29,671	29,671	0
4 助産費	37,819	45,019	7,200
5 葬祭諸費	9,000	9,000	0
6 傷病手当	107	600	493
3 国民健康保険事業納付金	3,219,771	3,238,265	18,494
4 共同事業拠出金	2	1	△ 1
5 保健事業費	132,127	131,630	△ 497
1 特定健康診査等事業費	62,047	63,911	1,864
2 (1)ヘルスアップ事業	12,267	11,865	△ 402
(2)人間ドック助成事業	44,436	44,122	△ 314
3 医療費適正化対策費	13,377	11,732	△ 1,645
6 国民健康保険事業基金積立金	967	585	△ 382
7 公債費	200	200	0
8 諸支出金	15,010	15,010	0
9 予備費	5,138	937	△ 4,201
歳出合計	11,809,139	11,676,413	△ 132,726
歳入合計 - 歳出合計	0	0	0

1

国保の概況

国保のすがた

国民健康保険中央会（令和3年11月発行）

国保の概況

国保（市町村）の現状

- 国保制度は、制度創設時には農林水産業者及び自営業者が多くを占めていましたが、ほかの医療保険に属さない人のすべてを被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化、医療保険制度の改正などの影響を受けて、制度創設当時と比較すると高齢者の割合が増加するとともに、農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職者や被用者（非正規雇用者等）の割合が増加しています。

表1 国保（市町村）の現状

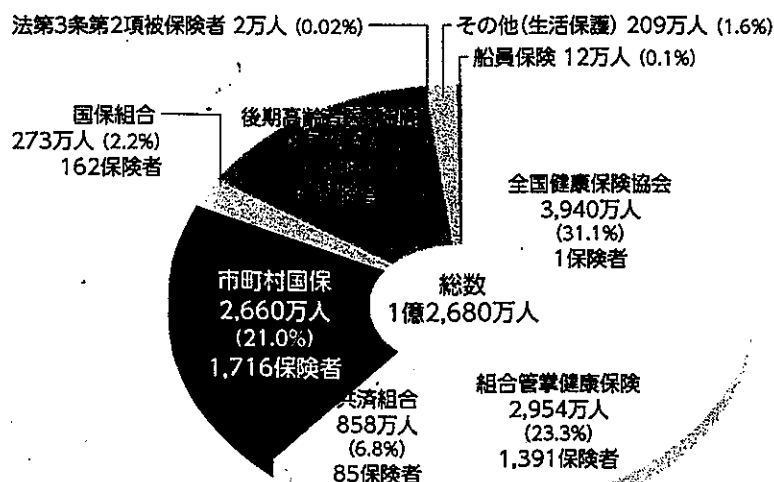
	令和元年	昭和36年
被保険者数（年度末）	2,660万人	4,511万人
対総人口比	21.1%	47.0%
1世帯当たり被保険者数	1.53人	4.2人
前期高齢者加入率	44.0%	4.8%（老人加入率）
世帯主の職業	農林水産業	44.7%
	自営業	24.2%
	被用者	13.9%
	無職者	9.4%
	その他	7.8%

（注）1.厚生労働省資料をもとに作成。

2.被保険者数の減少は、平成20年4月より施行された後期高齢者医療制度の影響等による。

3.前期高齢者…65歳から74歳までの高齢者。

医療保険制度の加入者数等（平成31年3月末現在）



（注）1.厚生労働省資料をもとに作成。

2.総数については、実際の総人口数や医療保険適用者数と相違している。

2 加入状況

- 国保（市町村）の被保険者数は昭和60年度以降、平成18年度をピークに減少の一途をたどっており、平成29年度以降は、3,000万人を割り込んでいます。

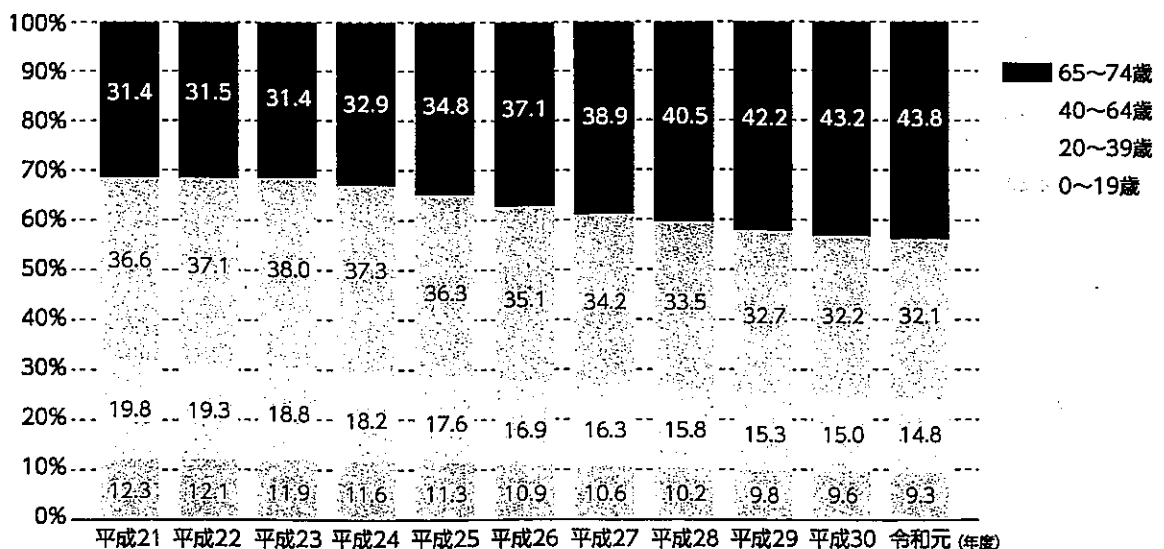
表2 制度別被保険者数の推移（昭和60年度を100とした場合の指数）

年 度	国保(市町村)[一般+退職]		後期高齢者(老人保健)		合 計	
	実数(万人)	指数(%)	実数(万人)	指数(%)	実数(万人)	指数(%)
昭和60年度	3,644	100.0	528	100.0	4,172	100.0
平成18年度	3,678	100.9	1,092	206.8	4,770	114.3
平成20年度	3,620	99.3	1,319	249.8	4,939	118.4
平成22年度	3,585	98.4	1,406	266.3	4,991	119.6
平成24年度	3,515	96.5	1,490	282.2	5,005	120.0
平成26年度	3,373	92.6	1,555	294.5	4,928	118.1
平成28年度	3,125	85.8	1,646	311.7	4,771	114.4
平成30年度	2,831	77.7	1,742	329.9	4,573	109.6
令和元年度	2,720	74.6	1,787	338.4	4,507	108.0
令和2年度 (速報値)	2,651	72.7	1,807	342.2	4,458	106.9

(注) 1.厚生労働省「国民健康保険事業年報」、「後期高齢者医療事業年報」をもとに作成。
2.後期高齢者(老人保健)は、平成19年度以前は「老人保健」、平成20年度以降は「後期高齢者」の数値である。
3.令和2年度の数値は国保中央会調べである。
4.被保険者数は年度平均である。

- 国保（市町村）における被保険者の年齢階層別構成割合の推移によると、65歳以上の割合が年々増加しています。

図2 国保(市町村)における年齢階層別構成割合の推移



(注) 1.厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」をもとに作成。
2.数値は各年度9月末時点。
3.端数処理のため総数と内訳が一致しない場合がある。

参考

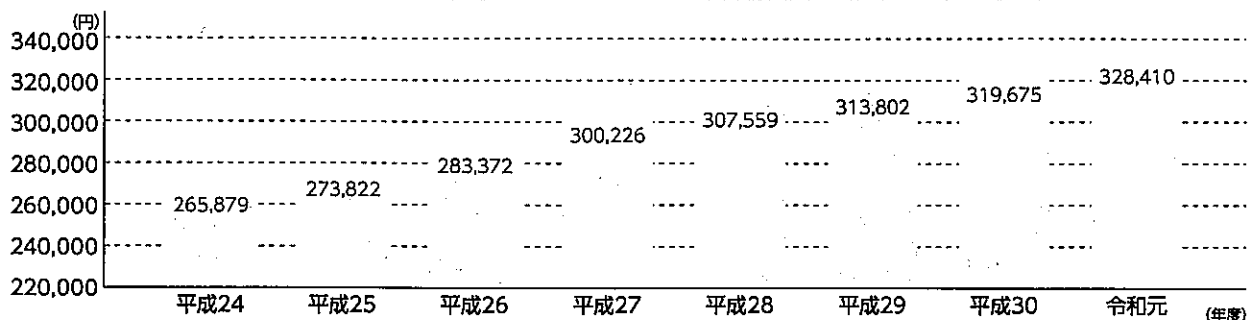
- 国保(市町村)における保険給付費の総額は、被保険者数の減少などの影響を受けて平成28年度から減少していますが、被保険者一人当たり保険給付費については、被保険者の高齢化や医療の高度化等を背景に、平成24年度から令和元年度まで一貫して増加しています。

国保(市町村)における保険給付費と被保険者数の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保険給付費(億円)	92,149	93,025	93,585	95,539	92,655	90,069	87,966	87,353
被保険者数(万人)	3,466	3,397	3,303	3,182	3,013	2,870	2,752	2,660

(注) 1.厚生労働省「国民健康保険事業年報」をもとに作成。
2.被保険者数は各年度末現在。

国保(市町村)被保険者一人当たり保険給付費の推移



(注) 1.厚生労働省「国民健康保険事業年報」をもとに作成。
2.被保険者数については、各年度末現在。

一人当たり給付費

- 国保(市町村)は、他制度と比較すると、年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いほか、加入者の所得額に対する保険料負担も著しく高くなっています。

国保(市町村)・協会けんぽ・組合健保の比較

	国保(市町村)	協会けんぽ	組合健保
保険者数(平成31年3月末)	1,716	1	1,391
加入者数 (平成31年3月末)	2,752万人 (1,768万世帯)	3,940万人 被保険者2,376万人 被扶養者1,564万人	2,954万人 被保険者1,672万人 被扶養者1,282万人
加入者平均年齢(平成30年度)	53.3歳	37.8歳	35.1歳
65~74歳の割合(平成30年度)	43.0%	7.5%	3.3%
加入者一人当たり医療費(平成30年度)	36.8万円	18.1万円	16.0万円
加入者一人当たり 平均所得(※1)(平成30年度)	88万円 一世帯当たり137万円	156万円 一世帯当たり(※2)258万円	222万円 一世帯当たり(※2)391万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成30年度)(※3) <事業主負担込>	8.8万円 一世帯当たり13.7万円	11.7万円<23.3万円> 被保険者一人当たり 19.4万円<38.7万円> 平均保険料率10.00%	12.9万円<28.4万円> 被保険者一人当たり 22.8万円<50.0万円> 平均保険料率9.21%
保険料負担率(※4)	10.0%	7.5%	5.8%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の負担が 重い保険者等への補助
公費負担額(※5)(令和3年度予算案ベース)	4兆3,734億円(国3兆1,741億円)	1兆2,357億円(全額国費)	720億円(全額国費)

(注) 厚生労働省資料をもとに作成。

(※) 1.国保(市町村)については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したものと、「国民健康保険実態調査」の前年所得を使用している。協会けんぽ、組合健保については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

2.被保険者一人当たりの金額を表す。

3.加入者一人当たり保険料額は、国保(市町村)は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

4.保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

5.介護納付金及び特定健診・特定健診指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

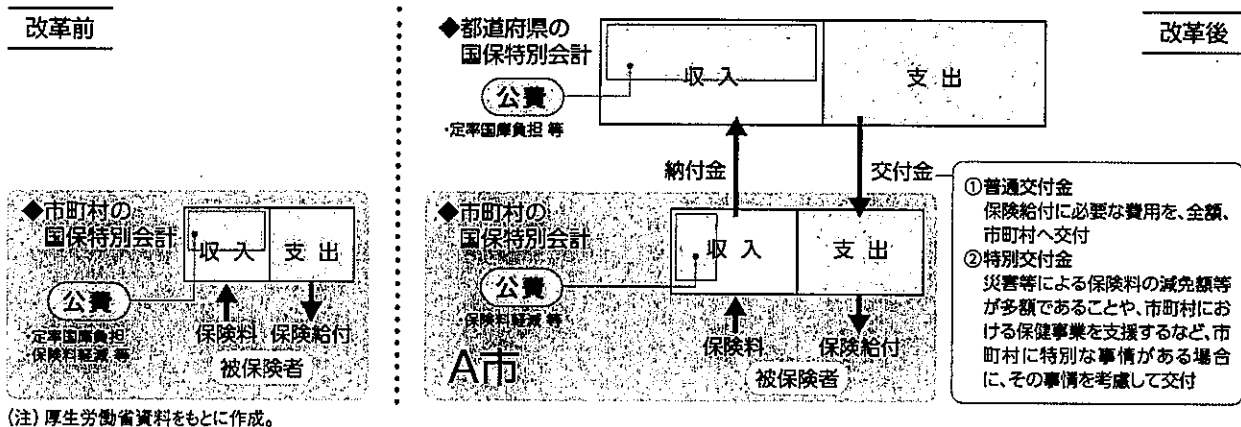
2

財政状況

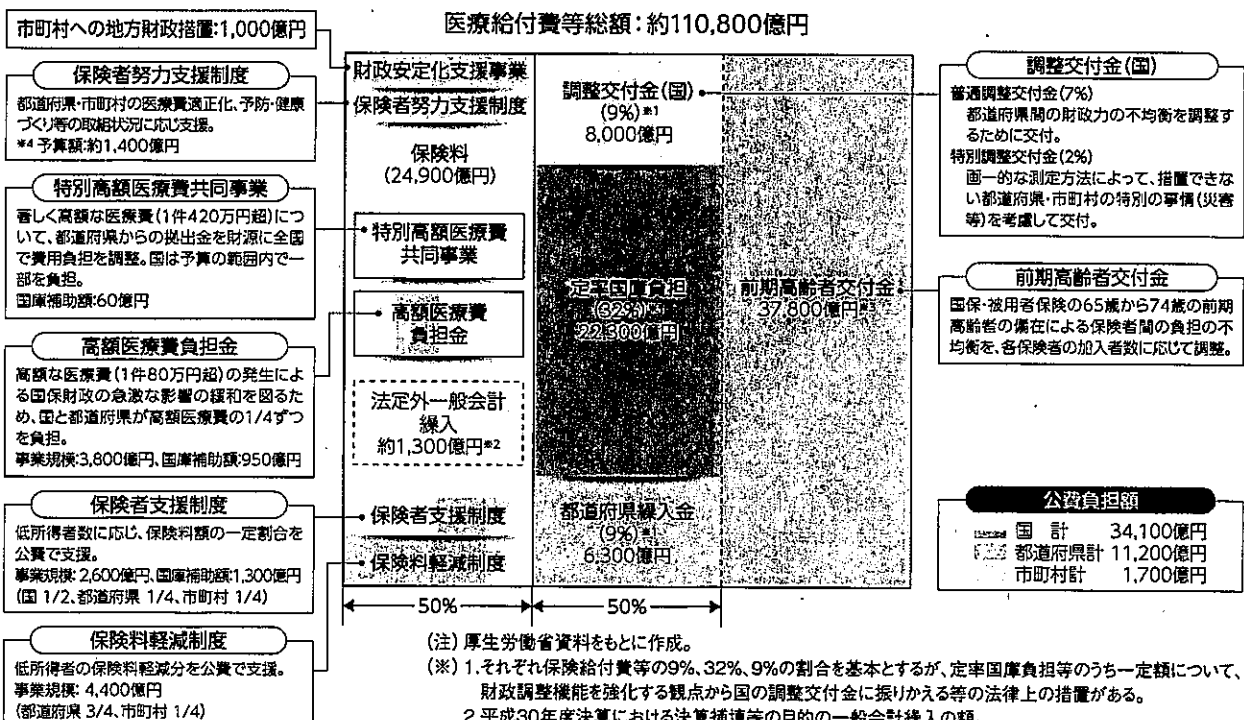
1 収入と支出

●平成30年度から、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担うこととなりました。そのうえで、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担っています。令和元年度における市町村国保の収支状況をみると、収入総額に占める保険料の割合は19.9%となっており、国保財政はその多くが国、都道府県、市町村からの公費や被用者保険からの前期高齢者交付金等によって賄われています。

改革後の国保財政の仕組み

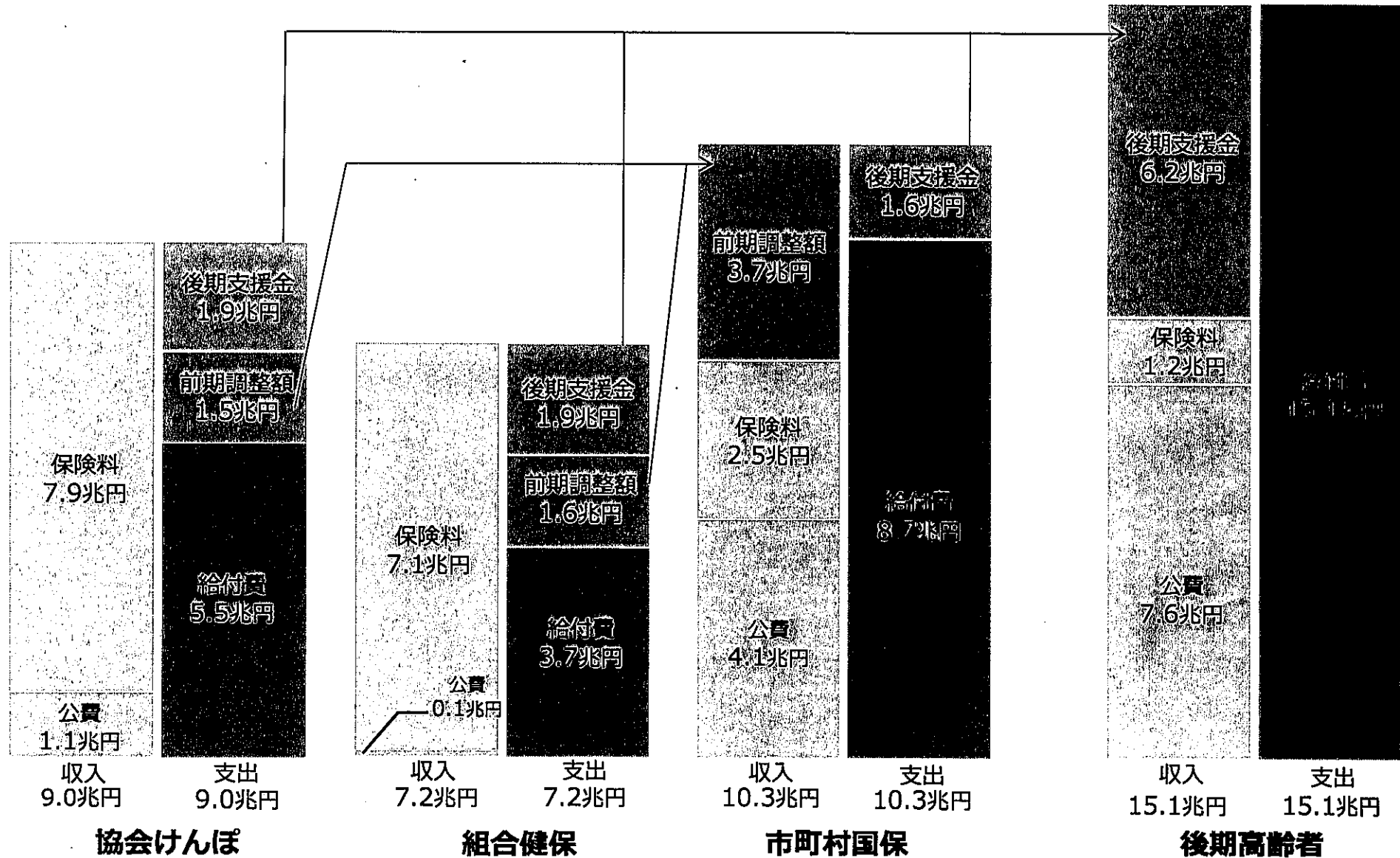


参考 国保財政の現状(令和3年度予算ベース)



制度別の財政の概要（平成30年度）

医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどに起因する財政の負担を調整するために、負担を調整する仕組みが存在（前期調整額）。また後期高齢者に係る給付費の一部は他の制度も支援金という形で負担している。



注1 前期調整額及び後期支援金の拠出側の合計と交付側の金額が一致しないのは、表示されていない他制度（共済組合など）があるため。

注2 「前期調整額」には、退職拠出金も含む。また、市町村国保の後期高齢者支援金に係る前期調整額は、「収入」の「前期調整額」に含めており、「支出」の「後期支援金」には調整前の金額を記載している。

中小企業こそSDGs経営!? 無理なくついでに問題に立ち向かう

Yahoo! JAPAN

YAHOO! ニュース IDでもっと便利に新規取得
 JAPAN ログイン [ハズレなし] くじ引き開催中

キーワードを入力

Q

トップ

速報

ライブ

個人

オリジナル

みんなの意見

ランキング

主要

国内

国際

経済

エンタメ

スポーツ

IT

科学

ライフ

地域

健康保険組合の半数が赤字 保険料増の恐れも 2021年度決算

10/6(木) 18:44 配信 1087



朝日新聞
DIGITAL



健康保険組合連合会の佐野雅宏副会長=2022年10月6日午後2時35分、東京・霞が関、村井隼人撮影

大企業の会社員らが加入する健康保険組合の半数超が2021年度の決算で赤字となった。赤字組合の割合は前年度から大幅に増加。医療費の伸びや高齢者医療への拠出金が財政を悪化させた。組合によっては今後、保険料率の引き上げを迫られる可能性がある。

【画像】厚生年金に加入した場合、増える報酬比例部分の年金額の目安（月額）はこちら

健康保険組合連合会（健保連）が6日発表した。全国の1388組合（加入者約2850万人）のうち、赤字の組合は53%（前年度は33%）だった。健保連全体の収支も825億円の赤字で、8年ぶりの赤字。2958億円の黒字だった前年度から急激に悪化した。

会社員らの収入が伸びないなか、支出にあたる保険給付や65歳以上の高齢者医療への拠出金が大幅に増えた。高齢者への拠出金は前年度に比べて3%多い3兆6513億円だった。

朝日新聞社



パート・アルバイトの みなさまへ

～あなたの年金が変わる～
大切なお知らせ



Step

1

以下の勤め先が対象です。

現在

2022年10月～

従業員数
501人以上
の勤め先

従業員数
101人以上
の勤め先

従業員数
51人以上
の勤め先

Step

2

以下の全てにチェックが
入った方が対象です。

check

☐ 週の所定労働時間が
20時間以上

check

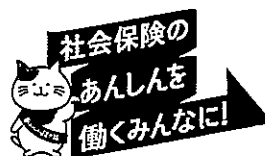
☐ 月額賃金が
8.8万円以上

check

☐ 2ヶ月を超える雇用の
見込みがある

check

☐ 学生ではない



適用拡大
特設サイト

[https://www.mhlw.go.jp/
tekiyokakudai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html)

説明動画はこちら



ご自身の年金額を調べたい方は
ねんきんネット

https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

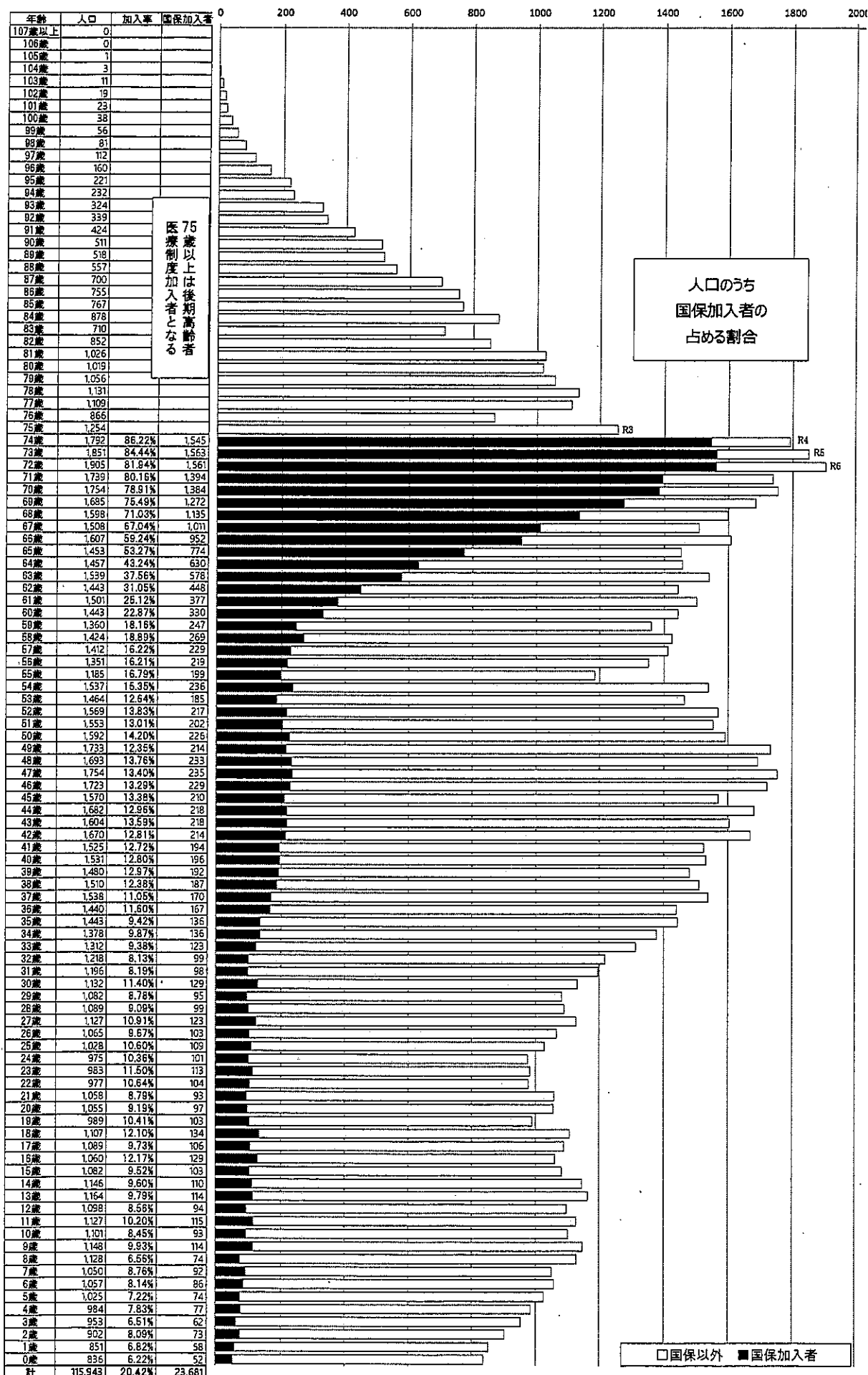


ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service

年齢別人口と国保加入者の状況〔令和4年3月末現在〕



令和4年度 国民健康保険市町保険料（税）率

静岡県ホームページ

No.	市町名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
1	静岡市	6.08	-	24,900	20,900	2.30	-	9,800	7,600	2.33	-	18,400	-
2	浜松市	7.20	-	25,000	22,000	2.35	-	11,000	8,000	1.90	-	14,500	-
3	沼津市	7.74	-	24,600	15,700	2.68	-	12,700	-	2.27	-	14,200	-
4	熱海市	6.50	-	32,200	24,700	0.70	-	5,400	8,000	1.60	-	9,400	5,000
5	三島市	7.26	-	31,800	9,600	1.39	-	13,800	-	2.28	-	16,200	-
6	富士宮市	6.40	-	25,000	22,000	2.35	-	8,000	7,500	2.00	-	10,000	4,600
7	伊東市	5.60	-	22,400	16,000	2.10	-	8,400	6,000	1.70	-	13,200	-
8	島田市	6.60	-	27,800	21,600	1.90	-	8,000	8,000	1.80	-	12,600	-
9	富士市	6.40	8.00	24,000	19,200	2.30	-	9,600	8,400	2.20	-	15,600	-
10	磐田市	4.90	20.00	21,600	20,400	1.70	2.50	7,800	6,600	1.30	2.00	8,400	1,800
11	焼津市	5.50	20.00	28,100	18,000	1.80	-	7,500	6,500	1.48	5.00	8,800	6,000
12	掛川市	6.10	-	24,000	16,800	2.20	-	9,600	6,400	1.80	-	14,000	-
13	藤枝市	5.30	20.00	24,000	20,000	1.60	-	8,000	6,000	1.70	-	9,000	4,000
14	御殿場市	6.00	-	24,000	21,600	2.30	-	9,600	7,800	2.00	-	14,400	-
15	袋井市	5.58	20.00	25,900	23,500	1.62	2.73	8,200	6,600	1.19	3.00	10,100	3,000
16	下田市	5.50	-	21,000	15,000	2.10	-	8,100	5,800	1.80	-	12,000	-
17	裾野市	6.80	-	26,000	18,600	2.40	-	9,400	6,800	2.10	-	14,200	-
18	湖西市	5.60	-	26,600	21,800	2.00	-	9,600	7,200	1.70	-	15,000	-
19	東伊豆町	6.10	-	20,000	21,000	2.40	-	9,000	9,000	1.90	-	14,000	-
20	河津町	6.40	-	23,500	19,000	2.40	-	9,500	7,200	1.64	-	14,500	-
21	南伊豆町	6.50	-	19,000	21,000	2.50	-	7,000	8,000	1.60	-	11,000	-
22	松崎町	5.95	-	20,400	14,800	2.40	-	8,000	6,200	2.30	-	14,000	-
23	西伊豆町	6.10	-	18,900	17,000	2.80	-	8,100	8,000	2.30	-	14,000	-
24	函南町	6.62	-	18,000	25,000	2.40	-	14,000	-	2.00	-	17,000	-
25	清水町	6.70	-	24,000	22,500	2.10	-	9,600	7,200	2.05	-	18,000	-
26	長泉町	6.40	9.40	23,700	23,000	2.10	-	7,900	7,400	1.80	-	13,600	-
27	小山町	5.04	9.87	22,200	21,600	2.12	3.34	11,100	9,200	2.23	2.33	16,800	2,300
28	吉田町	6.30	-	24,000	28,800	2.60	-	10,800	-	2.00	-	12,000	-
29	川根本町	5.46	-	20,000	17,500	2.32	-	8,400	7,000	2.02	-	13,500	-
30	森町	4.98	20.00	25,000	21,600	1.72	4.70	7,500	6,700	1.05	4.00	9,000	5,600
31	伊豆市	6.90	-	26,600	19,000	2.41	-	9,400	6,800	2.12	-	14,800	-
32	御前崎市	7.40	-	30,000	21,000	2.20	-	9,500	6,000	2.00	-	15,000	-
33	菊川市	6.20	-	27,000	23,000	2.10	-	8,000	7,000	2.00	-	15,800	-
34	伊豆の国市	6.00	-	25,400	22,400	2.30	-	9,000	7,800	1.90	-	14,400	-
35	牧之原市	6.50	5.00	21,600	21,600	2.40	3.00	7,200	7,200	2.20	-	16,000	-

令和4年度国民健康保険標準保険料率の算定結果

NO	市町名	令和4年度市町村標準保険料率									令和4年度 納付金額(円) (参考1、2)
		国保医療分 (3方式)			後期高齢者支援金分 (3方式)			介護納付金分 (2方式)			
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)		
1	静岡市	7.35	29,401	19,487	2.65	10,428	6,912	2.35	16,875	18,641,614,450	
2	浜松市	7.62	30,481	20,203	2.61	10,270	6,807	2.38	17,032	21,112,832,148	
3	沼津市	7.44	29,748	19,717	2.52	9,906	6,566	2.25	16,134	5,572,204,851	
4	熱海市	6.78	27,134	17,985	2.51	9,889	6,554	2.25	16,148	1,276,816,604	
5	三島市	7.34	29,379	19,472	2.60	10,247	6,791	2.20	15,787	3,125,392,042	
6	富士宮市	7.23	28,934	19,177	2.55	10,022	6,642	2.29	16,432	3,781,717,664	
7	伊東市	5.85	23,395	15,506	2.55	10,028	6,647	2.27	16,270	2,353,564,876	
8	島田市	7.05	28,198	18,690	2.60	10,250	6,794	2.34	16,761	2,394,834,059	
9	富士市	7.31	29,227	19,372	2.51	9,883	6,550	2.23	15,983	6,996,752,764	
10	磐田市	6.82	27,285	18,085	2.59	10,209	6,767	2.37	17,006	4,564,859,548	
11	焼津市	6.99	27,978	18,544	2.59	10,183	6,750	2.29	16,450	3,603,659,109	
12	掛川市	6.94	27,757	18,397	2.64	10,402	6,894	2.38	17,053	3,217,882,237	
13	藤枝市	6.61	26,451	17,532	2.62	10,297	6,825	2.37	17,020	3,683,641,512	
14	御殿場市	7.48	29,926	19,835	2.55	10,019	6,640	2.28	16,348	2,107,470,277	
15	袋井市	6.83	27,314	18,104	2.62	10,293	6,822	2.37	16,979	2,165,001,745	
16	下田市	6.95	27,788	18,418	2.53	9,965	6,605	2.26	16,229	743,598,776	
17	裾野市	7.27	29,096	19,285	2.54	9,997	6,626	2.26	16,229	1,317,355,414	
18	湖西市	7.02	28,084	18,614	2.62	10,295	6,823	2.34	16,801	1,504,499,456	
19	東伊豆町	7.13	28,516	18,900	2.51	9,882	6,550	2.29	16,446	431,054,058	
20	河津町	8.38	33,509	22,210	2.47	9,706	6,433	2.25	16,126	276,161,528	
21	南伊豆町	6.59	26,380	17,484	2.48	9,770	6,475	2.28	16,346	293,689,408	
22	松崎町	6.56	26,244	17,394	2.49	9,806	6,499	2.21	15,834	227,521,109	
23	西伊豆町	7.04	28,149	18,657	2.44	9,584	6,352	2.19	15,709	249,984,919	
24	函南町	6.80	27,205	18,031	2.48	9,740	6,455	2.17	15,592	1,114,804,767	
25	清水町	7.28	29,124	19,303	2.47	9,702	6,431	2.17	15,534	838,227,008	
26	長泉町	7.50	29,991	19,878	2.41	9,500	6,296	2.33	16,721	988,945,641	
27	小山町	7.78	31,135	20,636	2.51	9,886	6,553	2.22	15,922	503,793,934	
28	吉田町	7.42	29,681	19,673	2.54	9,976	6,612	2.26	16,219	780,789,371	
29	川根本町	7.04	28,150	18,658	2.50	9,854	6,531	2.23	16,002	194,324,812	
30	森町	7.46	29,836	19,776	2.64	10,402	6,894	2.42	17,333	567,659,690	
31	伊豆市	7.17	28,665	18,999	2.56	10,063	6,670	2.24	16,071	995,973,566	
32	御前崎市	8.23	32,940	21,833	2.59	10,196	6,758	2.31	16,526	1,100,078,805	
33	菊川市	7.11	28,462	18,865	2.59	10,186	6,751	2.28	16,318	1,211,660,327	
34	伊豆の国市	7.30	29,194	19,350	2.58	10,163	6,736	2.35	16,869	1,560,481,758	
35	牧之原市	6.99	27,958	18,530	2.58	10,149	6,727	2.26	16,192	1,369,519,538	
計										100,868,367,771	

令和4年度都道府県標準保険料率					
医療分(2方式)		後期高齢者支援金分(2方式)		介護納付金分(2方式)	
所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
7.39	43,549	2.46	14,050	2.29	16,671

納付金額

国民健康保険法(以下「国保法」という。)第75条の7の規定に基づき、都道府県が市町村から集める国民健康保険事業費納付金の額(一般被保険者分及び退職被保険者分の合計額)

市町村標準保険料率

市町村ごとの納付金額に基づき、国民健康保険運営方針に定める都道府県内統一の賦課方式により算定した市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値(国保法第82条の3第1項)

(各市町村の判断により行う「決算補填等を目的とする一般会計からの法定外繰入れ(赤字繰入れ)」は行わないものとして算定)

都道府県標準保険料率

全国統一の賦課方式により算定した都道府県単位の保険料率の標準的な水準を表す数値(全都道府県が2方式(所得割・均等割)の賦課方式で算定)(国保法第82条の3第2項の規定)

市町村標準保険料率と同様に赤字繰入れは行わないものとして算定。